

感染対策指針

医療法人恒仁会 新潟南病院訪問リハビリテーション

1. 総則

医療法人恒仁会 新潟南病院訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーションの事業（以下「当事業」という。）を行っている。当事業における要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染対策はきわめて重要であり、利用者の安全確保は当事業の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等事業における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを目的とする。この事業における全ての従業者（以下「職員」という。）は、新潟南病院院内感染防止対策基本マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・規程および社会的規範を遵守すると共に、適正な感染対策の取組みを実施するものとする。

2. 感染管理体制

（1）新潟南病院訪問リハビリテーション感染対策委員会の設置

ア 目的

事業における感染管理活動の基本となる組織として、新潟南病院訪問リハビリテーション感染対策委員会（以下「委員会」という。）を、設置する。

イ 委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で構成する。

① 訪問療法士主任

当事業全体の管理責任者、委員長。

② 訪問療法士

ウ 委員会の活動内容

- ・事業の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を事業に周知する。
- ・事業における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

エ 委員会の運営方法

委員会は、概ね6か月に1回開催する。

当院居宅療養管理指導、新潟南訪問看護ステーション、在宅介護支援センター女池南風苑の感染対策委員会と合同で企画、運営する。

新潟南病院呼吸器内科感染症科医師に出席を依頼する。

地域で感染症が増加している場合や施設内で感染症発生の疑いがある場合等は、委員会を必要に応じ随時開催する。

(2) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(3) 職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年1回、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、委員会が実施する。

(4) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、委員会が実施する。

(5) その他

ア 記録の保管

委員会の開催記録等施設内における感染対策に関する諸記録は保管する。

3. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

(1) 利用者の健康管理

- ・職員を中心に、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。
- ・高齢者は感染症に感染すると重症化するリスクがあるため、標準的な予防に取り組みつつ感染症が発生した場合は拡大を防止することが重要となるため、早期発見及び適切かつ迅速な対応を行うこととする。

i) 利用者の体調の把握に努め、通常と異なる症状が認められた場合は、かかりつけ医に報告する。

ii) 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。

iii) 利用者対し、感染対策の方法を説明し感染対策への理解を促す。

iv) 利用者や家族の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

(2) 職員の健康管理

- ・委員会を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。
- ・訪問系サービスの職員は、利用者の外部との接触の機会を通じ、利用者の居宅に病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要がある。
 - i) 入職時の感染症（水痘、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎及びB形肝炎）の既往やワクチン接種の状況を把握する。
 - ii) 定期健診の必要性を説明し、受診勧奨を行い、確実な受診を促す。
 - iii) 職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。
 - iv) 体調不良時の連絡方法を周知し、申告しやすい環境を整える。
 - v) 研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。
 - vi) 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
 - vii) ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨するとともに積極的に、ワクチン接種の機会を提供し、円滑な接種がなされるよう配慮する。
 - viii) 職員が業務において感染症の感染リスクがあった場合の報告体制及び医師への適切な処置を仰ぐ体制を整える。

(3) 標準的な感染予防策

職員を中心に、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

ア 利用者の感染予防策

- ① 食事前後、排泄後を中心に、できるかぎり日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援する。
- ② 手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する。認知症等により清潔行為の実施が難しい場合は、手洗いの介助、ウェットティッシュ等による拭き取り等を行う。

イ 介護者の感染予防策

- ① ケアごとの標準予防策を指導する。
- ② 適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について指導し、処理状況を確認する。
- ③ 効果的な環境整備について指導する。
- ④ 感染症発生時は、感染経路別予防策を指導する。

(4) 衛生管理

ア 食品衛生

食品の適切な保管、衛生的な調理ができるよう、教育、指導する。

4. 発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、当院の院内感染防止対策委員会、院内感染防止対策部門（院内感染防止対策推進室）、および感染対策チーム（ICT）と速やかに連携をとり指示に従う。また新潟南病院院内感染防止対策基本マニュアル、業務継続計画（BCP）にも基づ

き、直ちに「発生状況の把握」に努め、以下の手順に従って報告する。

- i) 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無について委員長に報告する。
- ii) 委員長は、感染症が発生した場合やそれが疑われる状況について報告を受けた場合は、当院の院内感染防止対策部門（院内感染防止対策推進室）、院内感染防止対策委員会および感染対策チーム（ICT）に報告の上、職員に必要な指示を行う。またその内容が地域保健所等への報告に該当する時は、受診状況と診断名、検査、治療の内容等について別に定める様式によって報告するとともに、関係機関と連携を図る。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

ア 委員長

- ① 当院の院内感染防止対策部門（院内感染防止対策推進室）、院内感染防止対策委員会および感染対策チーム（ICT）に報告し、技術的な応援を依頼するとともに指示をうける。
- ② 保健所に報告し、技術的な応援を依頼するとともに指示をうける。
- ③ 感染状況を利用者・家族へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- ④ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- ⑤ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 当院・かかりつけ医や保健所、行政関係機関との連携

ア 当院・かかりつけ医との連携

- ① 当院の院内感染防止対策部門（院内感染防止対策推進室）、院内感染防止対策委員会および感染対策チーム（ICT）、またはかかりつけ医に感染者及び感染疑い者の状態を報告し対応方法を確認すると共に、診療の協力を依頼する。
- ② 当院・かかりつけ医からの指示内容を当事業内で共有する。

イ 保健所との連携

- ① 疾病の種類、発生状況により報告を検討する。
- ② 感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、施設における対応状況等）を報告し、指示を確認する。
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

ウ 市町村等の行政関係機関との連携

- ① 報告の必要性について検討する。
- ② 感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する。

(4) 関係者への連絡

委員長を中心に関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- i) 当事業内での情報共有体制を構築、整備する。
- ii) 利用者家族との情報共有体制を構築、整備する。

iii) 関係する介護保険事業所等との情報共有体制を構築、整備する。

(5) 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）

委員長を中心に、感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

i) 感染者及び関係者の精神的ケアについて、関係機関と連携しケアに努める。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する。